

対象となる方

自らの居住を目的とする一戸建住宅を、県内で新築又は購入される方
「えひめ地域材の家」建設推進事業との併用も可能。

対象となる住宅

地域材を住宅の主要部材に50%以上利用
住宅部分の床面積が70㎡以上280㎡以下
県内に事務所のある施工業者により建設
在来工法又は枠組壁工法により建設

対象となる融資

指定金融機関の融資（住宅金融支援機構の証券化支援事業融資も可）
自己資金や共済資金等は対象外。

利子補給金の内容について

利子補給金には、全ての対象住宅に補給される「基本融資分」と、県の定める基準を満たす住宅のみに補給される「えひめ地域木造住宅加算分」の2つの区分があります。
両区分とも、補給を受けることのできる期間は最長で5年間で、半期ごとに交付額を決定し、金融機関を経由して、対象者に交付されます。

地域材 利用率	利 子 補 給 額	
	基 本 融 資 分	えひめ地域木造住宅加算分 (以下、加算分)
50%以上 70%未満	利子補給対象額×適用金利 (上限額：800万円)	加算分の利子補給対象額×適用金利 (上限額：500万円)
70%以上	利子補給対象額×適用金利	
適用利率	1.0%	2.0%

「基本融資分」の算出方法について

対象住宅ごとの「地域材利用率」及び「床面積」から、「利子補給対象額」を決定します。

(例：地域材利用率100%、床面積135㎡の新築住宅であれば、1,290万円となります。)

(例：地域材利用率60%、床面積200㎡の新築住宅であれば、上限額の800万円となります。)

で決定した金額に対し、**年利1%の割合**で算出した利子の額が「基本融資分」です。

「加算分」の算出方法について

融資総額から「基本融資分」対象額を引き、「加算分の利子補給対象額」を決定します。
ただし、上限額は500万円です。

(例：融資総額2,000万円、基本融資分1,290万円の新築住宅は、上限額の500万円となります)

(例：融資総額1,500万円、基本融資分1,290万円の新築住宅は、210万円となります)

で決定した金額に対し、**年利2%の割合**で算出した利子の額が「加算分」です。

(注)

「借入金利の利率<適用利率」の場合、借入金利の利率が適用金利となります。

えひめ地域木造住宅加算について

県が定める「えひめ地域材木造住宅基準」に適合する住宅を建設する場合、「基本融資分」のほか、「加算分」についての利子補給を受けることができます。

指定金融機関で申込みをする以前に、下記の地方局・土木事務所において、あらかじめ設計審査を受けておく必要があります。

地方局・土木事務所名	電話番号	管内市町
東予地方局四国中央土木事務所	0896(24)4455	四国中央市
東予地方局建設部建築指導課	0897(56)0361	新居浜市及び西条市
東予地方局今治土木事務所管理課	0898(23)2500	今治市及び越智郡
中予地方局建設部建築指導課	089(909)8778	松山市、伊予市、東温市、伊予郡及び上浮穴郡
南予地方局八幡浜土木事務所管理課	0894(22)4111	八幡浜市及び西宇和郡
南予地方局大洲土木事務所	0893(24)5121	大洲市及び喜多郡
南予地方局建設部建築指導課	0895(23)2987	宇和島市、西予市、北宇和郡及び南宇和郡

申込みの方法

下記の指定金融機関への融資申込みと同時に、各指定金融機関の窓口でお申込みください。年間の募集戸数に到達した場合は、申し込みの受付が締め切りとなることがあります。

【指定金融機関(県内 9 金融機関の本店及び支店)】

金融機関名	電話番号
株式会社伊予銀行	089(998)8900
株式会社愛媛銀行	089(933)4468
愛媛県信用農業協同組合連合会	089(948)5246
愛媛信用金庫	089(946)1217
宇和島信用金庫	0895(23)7000
東予信用金庫	0897(37)1313
川之江信用金庫	0896(58)1300
愛媛県信用漁業協同組合連合会	089(933)8716
四国労働金庫愛媛支店	089(948)1121

【用語解説】

・地域材とは？

愛媛県内で生産された製材又は集成材のことをいいます。

・主要部材とは？

主要部材	在来工法	土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、桁、梁、筋かい 小屋束、棟木、母屋、垂木
	桝組壁工法	土台、床根太、端根太、側根太、まぐさ、天井根太、たるき むなぎ、壁の上桝及び頭つなぎ、壁のたて桝、筋かい

・利子補給対象額とは？

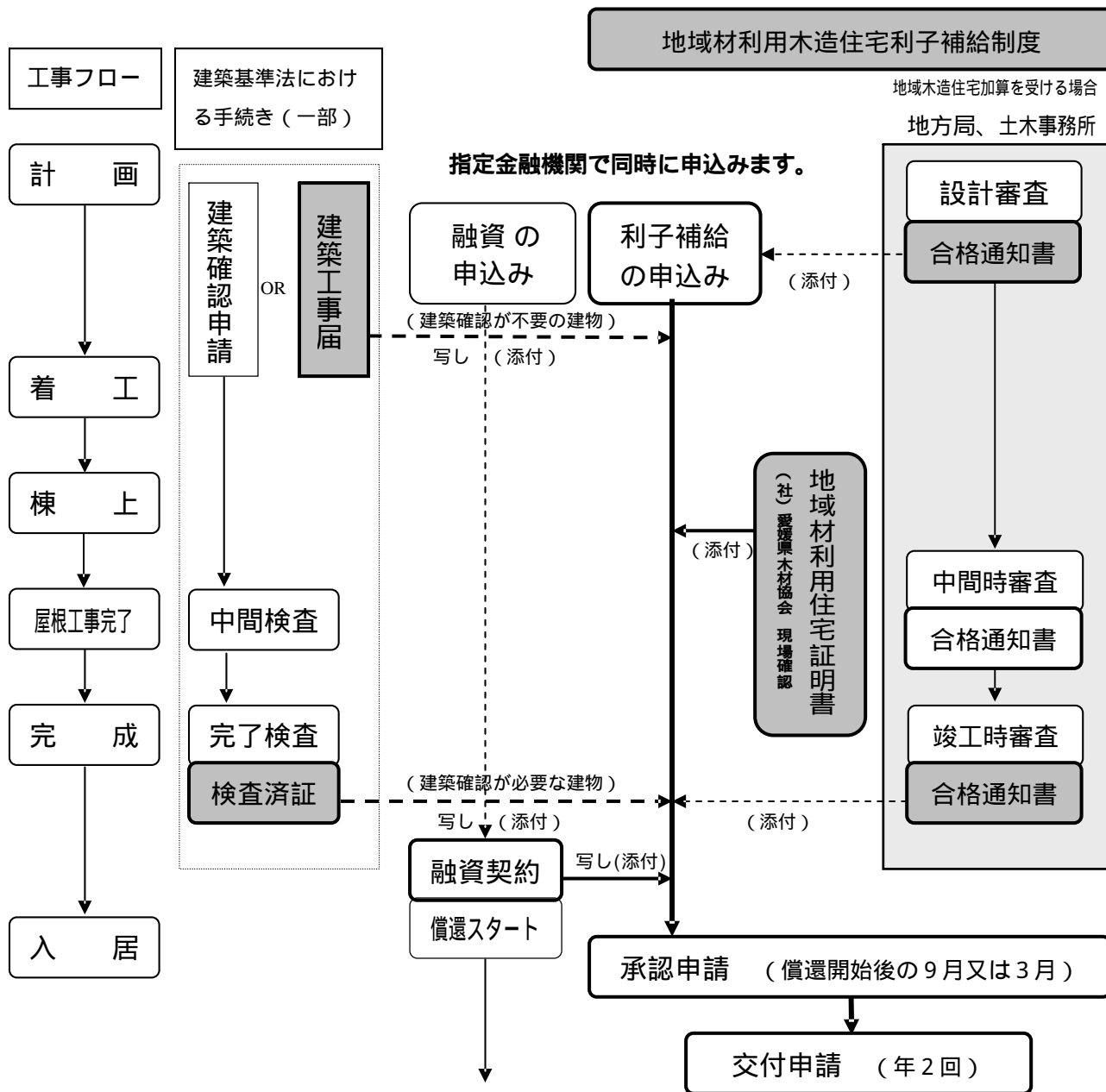
利子補給金の額を決定するために、住宅部分の融資相当額とみなす金額のことです。

床面積区分に応じ、下記のとおりとしています。

住宅部分の床面積区分	新築住宅の場合	建売住宅の場合
70㎡以上～80㎡以下	660万円	660万円
80㎡超～100㎡以下	750万円	720万円
100㎡超～125㎡以下	830万円	740万円
125㎡超～175㎡以下	1,290万円	1,170万円
175㎡超～280㎡以下	1,590万円	1,540万円

事務手続きの流れ

指定金融機関への融資の申込みと同時に、各指定金融機関の窓口でお申込みください。
 えひめ地域木造住宅加算を受けられる方は、指定金融機関での申込み前に、あらかじめ地方局・土木事務所において設計審査を受けておく必要があります。
 建売住宅では、建売業者があらかじめ各証明等を準備しておく必要があります。



【地域材利用住宅証明書について】

地域材の利用状況については、木材協会が現場確認を行い、証明書を交付します。
 社団法人愛媛県木材協会 TEL 089(924)3603

【お問い合わせ先】

〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2
 愛媛県土木部道路都市局建築住宅課 TEL 089(912)2758

県HPから『地域材』、『利子補給』等のキーワードで事業内容をご覧になれます。